

令和6年度

県立学校等中堅教諭等資質向上研修会

第4日

【10月30日（水）】



<https://forms.office.com/r/UuhdF4Kf6C>

「基本研修のまとめ」 回答

提出締切11月1日（金）12:00

福岡県教育センター

福岡県教育センターホームページ

<https://www.educ.pref.fukuoka.jp>

令和6年度県立学校等中堅教諭等資質向上研修会

1 期 日

令和6年10月30日(水)

2 会 場

大講義室

3 日 程

時 間	研 修 内 容	研修方 法	講 師
9:40~12:40	「組織における人材育成」	講 義 演 習	福岡大学 教授 入江 誠剛
13:40~16:00	「ストレスマネジメント 研修」	講 義 協 議	一般社団法人日本産業カウンセラー協会 九州支部認定講師 下西 由紀子
16:00~	諸連絡		

「組織における人材育成」

福岡大学 教授 入江 誠剛

- 1 組織における人材育成
- 2 福岡県立学校教員育成指標
- 3 ミドルリーダーの役割
- 4 教職課程履修学生からのメッセージ

「ストレスマネジメント研修」～こころの健康を保つために～

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 九州支部認定講師 下西 由紀子

- 1 ストレスとは

- 2 メンタルヘルスの基礎知識とストレスチェックの重要性

- 3 ストレスをためこまないためにできること
 - (1) ストレス対処法～3つのR～

 - (2) ストレス要因への対処法～3つのA～

 - (3) ストレス耐性づくり～3つのS～

- 4 ストレスや怒りの感情との付き合い

県立学校教員育成指標

		充実・深化
		教諭
		主体性・専門性
		中堅教員として、主体的に組織運営に関わるとともに、教育に関する専門性を高める。
教職としての素養	教育公務員に求められる基礎的な能力 (法令遵守)	教育、学校及び教職の意義や社会的役割・サービスに係る理解を深め、法令を遵守し、責任をもって自らの職責を果たすことができる。
	教育公務員に求められる基礎的な能力 (事務処理)	学級・学年事務の正確・丁寧で効率的な処理ができる。
	教育公務員の使命と責任 (使命感と熱意)	豊かな人間性をもち、教育公務員としての自覚を深め、自らの専門性を磨き、分掌主任・学年主任等として同僚へ効果的に助言できる。
	学校組織の理解と参画	学校組織マネジメントの意義を理解し、組織運営や教科経営に主体的に参画することができる。
	自己啓発・人材育成	自己の役割を自覚し、主体的に教育活動や、校内研修等の運営に関わることができる。
	保護者・地域との連携・協働	保護者、地域、接続校、関係機関と積極的に関わり、課題解決に向けて連携・協働した対応を主体的に行うことができる。
	危機管理	危機を予測し未然に防止する取組と、危機の早期発見・早期対応を組織的に行うことができる。
	自他の人権を尊重する意識・意欲・態度	人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権や人権擁護に関する知識を主体的に学び、その内容と意義についての理解と認識を十分に深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめるような感性や感覚を高め、それに基づく教育活動を積極的に行うことができる。
学習指導	授業構想	学習指導要領の理念と内容及び自校の教育課程の編成方針に基づいた指導計画を立案できる。
	授業展開	児童生徒の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、学習者中心の授業を柔軟に展開できる。
	授業評価と改善	適切な授業評価に基づく授業改善を主体的に行うことができる。
生徒指導	児童生徒理解	学年の児童生徒を取り巻く環境や発達の状況を理解し、児童生徒一人一人を主体的・組織的に支援することができる。
	指導・支援	良さや可能性を伸ばす姿勢で支援するとともに、関係機関等と連携した学年全体の指導ができる。
	特別な配慮や支援を必要とする子供への対応	組織的な連携のもと、個別の指導計画等の改善・充実を図りつつ、個に応じた適切な指導及び必要な支援の工夫ができる。
	ICTや情報・教育データの利活用	主体的にICTを活用し、授業を改善したり教育データを整理・分析したりできるとともに、児童生徒の情報活用能力を計画的に育成できる。

受講会場

受付場所は設けていません。以下の受講会場を確認し、直接各会場へお入りください。
座席表は各会場に掲示しています。

全体会

	人数	受講者 (学校番号)	会場
午前 午後	183	02～94 公07～公09 中1～中3 中等1 特1～特21	大講義室

会場図



自家用車を御利用の方へ

教育センターから金出交差点までの道路は近隣住民の方の生活道路であり、道幅が大変狭くなっています。

また、付近の道路は、小中学生の通学路であるとともに保育園の送迎に使われる道路でもあります。帰りの時間帯は、子どもたちの下校と保育園の送迎が重なるため、細心の注意が必要です。

教育公務員としての自覚を持ち、次の7点を心掛けてください。

- ① センター正門の信号を守ってください。
※ただし、センター職員が立って誘導している場合は、その指示に従ってください。
- ② 坂道は必ず徐行してください。特に、段差舗装している減速帯の所は、時速10キロ以下の最徐行で通行してください。
- ③ 地域住民の車の出し入れを妨げないように、十分注意してください。
- ④ 坂道を通行する際には幼児の飛び出しに注意し、下りた所では、必ず一旦停止してから左折してください。
- ⑤ 県道との『丁字路』でも、安全確保のため、必ず一旦停止をしてください。
- ⑥ 金出交差点で信号停車する際には、近隣住民の通行の妨げにならないように、脇道に入る車、脇道から出る車を優先させてください。
- ⑦ 運転中の携帯電話の使用は道路交通法により禁止されています。運転中は、携帯電話を使用しないようにしてください。

